

# 留学生ハンドブック



## 横浜商科大学

学生総合支援部

2025年4月更新

# 目次

はじめに.....	3
第1章 留学生サポート体制について.....	3
1. 学生総合支援部（学生支援課、教務課）窓口.....	3
2. その他事務窓口.....	3
3. 学生への連絡.....	3
4. 在籍状況等の確認.....	4
第2章 日本在留の手続きについて.....	4
1. 在留カード.....	4
2. 住民登録（住所を届け出る）.....	5
3. 国民健康保険.....	5
4. マイナンバー制度.....	5
5. 在留期間の更新.....	6
6. 資格外活動届（アルバイト）.....	7
7. 就職のための在留資格.....	7
8. 継続就職活動のための在留資格変更.....	8
9. 再入国.....	8
(1) みなし再入国許可（出国後1年以内に帰国する場合）.....	8
(2) 再入国許可.....	8
10. 大学による在留資格管理.....	8
第3章 出入国在留管理局について.....	9
1. 出入国在留管理局の各種手続き.....	9
第4章 授業料減免・奨学金.....	9
1. 学費.....	9
2. 授業料減免.....	10
3. 奨学金.....	11
(1) 留学生のみ対象.....	11
(2) 全学生対象.....	11
第5章 学生生活.....	11
1. 大学への諸届け.....	11
(1) 住所が変わった場合.....	12
2. 休学・退学等について.....	12
(1) 休学.....	12
(2) 退学・除籍等.....	12
3. 各種証明書の発行.....	13
4. 留学生委員会.....	13
5. 学内サークル（部活動）.....	13
6. 各種イベント.....	13
7. 保健室.....	14
8. 学生相談室.....	14

9. 育友会 .....	14
第6章 その他 .....	15
1. 住居 .....	15
(1) 賃貸アパートなどに入居する場合 .....	15
(2) 留学生会館に入居を希望する場合 .....	15
2. 留学生住宅総合補償制度 .....	15
3. 災害、緊急時の対応 .....	15
(1) 重い病気やおおきなケガをしたら .....	15
(2) 盗難・暴行にあったら .....	16
(3) 交通事故にあったら .....	16
(4) 地震にあったら .....	16
(5) 日頃から災害に備える .....	17

## はじめに

この冊子は、留学生の皆さんが横浜商科大学で学生生活を送る際に必要な情報を、簡単にまとめたものです。履修や学生生活全般に関する詳しい情報は、入学時に配布された「学生便覧」でも確認してください。

母国の習慣や制度との違いで、わからないことや困ったことが出てきた時は、遠慮せずに学生総合支援部の窓口にご相談してください。

なお、大学からの連絡はメールや商大 Web 情報システムなどで行います。こまめにチェックし、メールには必ず返信するよう心掛けてください。

## 第 1 章 留学生サポート体制について

### 1. 学生総合支援部（学生支援課、教務課）窓口

場所・開室時間	〒230-8577 神奈川県横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1 横浜商科大学 つるみキャンパス 1号館 1階 学生総合支援部（学生支援課、教務課） TEL：045-571-3901／FAX：045-571-4125 開室時間：平日 8時45分～17時		
相談できること	◆ 在留資格に関すること （在留期間の更新、資格外活動許可の申請など）	学生支援課	メールアドレス g_gakusei@shodai.ac.jp
	◆ 留学生を対象とした奨学金・授業料減免に関すること ◆ 留学生委員会に関すること ◆ 成績・授業に関すること	教務課	メールアドレス g_kyomu@shodai.ac.jp

### 2. その他事務窓口

財務経理課	学費納入に関すること
情報メディア課	パソコンや機器に関すること
キャリア支援課	就職に関すること（1年生から利用できます）
図書館	図書館に関すること

### 3. 学生への連絡

大学から学生への連絡は、「商大メール」と商大 Web 情報システムで行います。

\* 商大メール（学籍番号@shodai.ac.jp）

大学からの連絡手段として、メールが一番多く使われます。授業関連のお知らせや呼び出しの他に、保健室や図書館からの連絡もあります。きちんと確認して、返事が必要な時は必ず返信しましょう。毎日チェックする習慣をつけましょう。

\* 商大 Web 情報システム

履修や成績に関すること、教室変更や休講・補講などのお知らせ、その他授業に関することを連絡します。商大メールを通じて案内しますので、必要に応じてログインして確認しましょう。

\* 修学関連まとめサイト

商大 Web 情報システムに配信される情報や修学関連の重要な情報をまとめたサイトです。学期のはじめ、履修期間中・成績採点の時期など、困ったときは確認するようにしましょう。

\* 学内掲示（正面玄関ホールと 2 号館 1 階廊下の 2 カ所にあります）

#### 4. 在籍状況等の確認

学生生活を支援するために、在籍状況等を確認しています。時期になったら、商大メールで連絡しますので、指示された通りに必ず、行って下さい。

実施時期	4 月、7 月、10 月、1 月
方法	グーグルフォームによるアンケート、アカデミックアドバイザーとの面談
内容	現住所、電話番号、在留カード番号、在留カード有効期限、緊急連絡先（日本国内、帰国先）、帰国予定、アルバイト（アルバイト先）、授業の出席状況について（本人申告）、自由記述など

また、交換留学生と短期留学生は、授業で大学に来た時に、教務課前にある「出席表」にチェックをしてください。

## 第 2 章 日本在留の手続きについて

大学で教育を受ける際、在留資格が「短期滞在」などでは大学に在籍できませんので、基本的には「留学」に変更する必要があります。また、「家族滞在」、「定住者」などの在留資格でも入学はできますが、奨学金や授業料減免など留学生対象の制度は利用できないので注意してください。「留学」の在留資格は、大学等で教育を受けることを目的として許可されており、日本滞在期間中は、「出入国管理及び難民認定法」などの日本の法律に従い、必要な手続きを行わなければなりません。

在留資格に該当する活動（「留学」の在留資格の場合は大学での学習）を 3 ヶ月以上行っていないと判断されると、在留資格が取り消されます。在留資格が取り消されたあとも日本に滞在し続けると、強制退去となったり 5 年間日本への入国が許可されなくなり、日本での学習再開が認められなくなりますので注意してください。

### 1. 在留カード

「在留カード」は、中長期（3 ヶ月以上）の在留期間の在留資格をもって日本に在留する方に交付されます。また、引越しなどで在留カードに記載された内容に変更が生じた時は、次の

手続きを行う必要があります。

変更内容		場所	期限
引越	住んでいる市や区以外に引越す場合	住んでいる区役所等の窓口で「転出届」の手続きをし、「転出証明書」を受け取ります。 引越し先の住所の区役所等の窓口で「転入届」の手続きを行います。	14日以内に新しい住所の区役所等の窓口へ届け出ます。在留カードを持参し、新しい住所を記入してもらいます。国民健康保険の住所変更もしてもらえます。
	同じ市区町村で住所が変わる場合	区役所等の窓口で「転居届」を行います。	

## 2. 住民登録（住所を届け出る）

日本に上陸して14日以内に、居住地の区役所で転入届をします。正当な理由なく90日以内に届け出を行わなかった場合、在留資格が取り消されることがあります。住民登録後、次の手続きを行ってください。

### 【転入届をした後、可能になる手続き】

- ① 国民健康保険加入手続き → 保険証のコピーを学生支援課に提出する
- ② 住民票発行 → 住所変更した場合は、教務課に住民票を提出して届け出る  
住所変更した場合は、商大 Web 情報システムの「本人住所」と「保証人住所」も新しい住所に変更する

## 3. 国民健康保険

国民健康保険は、日本滞在1年以上の外国人を対象に加入することが義務付けられています。国民健康保険に加入すると国民健康保険証が交付され、窓口などで提示すると保険適用医療費の自己負担割合が30%になり、70%は免除されます。保険に加入するには、居住地の市または区役所で申請を行い、保険料を支払って保険証の交付を受けて下さい。保険料は居住地区により少し異なります。

国民健康保険証は常に携帯し、病気またはケガで医療機関等に行ったときに、最初に受付窓口で提示して下さい。

## 4. マイナンバー制度

「マイナンバー制度」とは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる12桁の番号で、住所が変わったとしても日本にいる限り同じ番号を使い続けます。

マイナンバー通知書が届いたら、氏名、住所等に間違いがないか確認し、「通知カード」（紙）は絶対に無くさないよう大切に保管して下さい。市役所・区役所等で転居や転出な

どの行政手続を行うときや、アルバイトをする時の給与にかかわる手続などで、マイナンバーが必要となります。

紛失した場合は、すみやかに最寄の交番か警察署に行き、「紛失届出」を提出してください。再発行は、警察署が発行する「盗難・遺失物届出証明書」を持って、住居地の市役所や区役所等で相談をしてください。また、休学や卒業等で日本から出国した後に、復学や就職などで再入国する場合、以前発行されたマイナンバーが引き継がれますので、出国前に必ず市役所・区役所等で手続きを行ってください。

## 5. 在留期間の更新

在留資格「留学」の在留期間は、出入国在留管理局によって3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、3年3か月、4年、4年3ヶ月のいずれかに決定されます。

在学中に在留期間が切れる場合は、更新の手続が必要で、更新手続は学生支援課が代行（取次申請）しますので、指定された日時までに必要書類をそろえて窓口を持ってきてください。

更新手続の申請中は、在留カードの両面コピーを常に携帯してください。出席率が90%以下の学生、修得単位数が少ない学生に関しては、アカデミックアドバイザーの教員が面談を行います。面談において納得できる説明がない場合は、在留資格の更新が不許可になる可能性があります。更新が認められない場合は、帰国指示が出されますので、入局管理局の指示に従ってください。

また、事情があり自分で更新申請する場合は、有効期間満了日の2か月前までに、理由書を学生支援課に提出してください。ただし、更新申請は原則、大学が取り次いで行います。

- ・ 在留期間更新許可申請には以下のものがが必要です。

### 【必要書類】

- ① 在留カード
- ② パスポート
- ③ 在留期間更新許可申請書3枚（申請用紙は学生支援課にあります）
- ④ 在学証明書（学内設置の証明書発行機で発行）
- ⑤ 成績証明書（学内設置の証明書発行機で発行）  
成績が証明できない場合は履修証明書（大学で発行）
- ⑥ 手数料納付書
- ⑦ 手数料6,000円の収入印紙・・・（郵便局で購入する）
- ⑧ 入学許可証・・・（商大に入学後初回の更新時にのみ必要）
- ⑨ 資格外活動許可申請書・・・（必要に応じて申請）
- ⑩ 前の学校の卒業(修了)証明書、出席率証明書、成績証明書（商大に入学後初回の更新時にのみ必要）

## 6. 資格外活動届（アルバイト）

「留学」の在留資格は、勉学する目的で在留している者に与えられるものです。その目的（教育を受ける・勉学をする）以外の活動（アルバイト等）をする場合は、事前に入国管理局で資格外活動の申請をして許可を得る必要があります。

資格外活動の許可を受けると、1週間につき28時間以内で許可された活動（アルバイト等）ができます。本学の長期休暇中は、週40時間（1日8時間以内）で認められます。ただし、風俗関連営業が含まれている営業所でのアルバイトは認められません。

### 【必要書類】

- ① 資格外活動許可申請書（申請用紙は学生支援課または入国管理局にあります）
- ② 在留カード
- ③ パスポート

また、留学生の日本での活動目的は、大学で教育を受けることです。そのために在留資格「留学」が与えられています。アルバイトをする場合は、以下のルールを守ってください。

- 勉強をするための時間が確保できること
- 学費や必要経費の一部を補う目的であり、貯金や仕送り目的ではないこと
- 風俗営業ではないこと
- 1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間かつ週40時間以内）であること
- 深夜のアルバイトでないこと（授業の出席に影響しないこと）
- 休学中でないこと（休学中のアルバイトは認められません）
- 雇用主と雇用契約書を結ぶこと（トラブルを防ぐため）

## 7. 就職のための在留資格

卒業後、日本で就職する場合には、現在の在留資格「留学」を「技術・人文知識・国際業務」の在留資格等の就労可能な在留資格に変更することが必要になります。就労可能な在留資格への変更申請は、皆さん自身が入国管理局で行ってください。

大学新卒者が4月から就職できるように、前年の12月から受け付けています。在留資格の変更審査は1ヶ月～3ヶ月程度かかるので、就職が内定した段階で入国管理局やインフォメーションセンターで手続きを確認しておくといいです。必要となる書類は、変更する在留資格や就職先の企業によって異なりますが、自分で準備・作成するものだけでなく、就職先の企業で準備してもらう書類が多いので、余裕をもって書類の準備をするようにしてください。

なお、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格として認められる典型的な事例等については、法務省ホームページ等を参考にしてください。

〔参考〕法務省（「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について）

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan69.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan69.html)



## 8. 継続就職活動のための在留資格変更

大学を卒業後、日本で引き続き就職活動を行う場合、在留資格を問わず、最長1年間（6か月を1回まで更新可能）の滞在の申請ができます。（大学では取次ぎをしていません）

現在の「留学」の在留期限が2月末までの場合、「留学」の在留期間更新を行ったあと、卒業後に「特定活動」へ変更してください。「留学」の在留期限が3月以降の場合は、卒業前に「留学」から直接「特定活動」への変更が可能です。就職活動の継続を立証するために、つぎの書類が必要になります。なお、延長期間中は「資格外活動」の申請をすることができます。

**【必要書類】**〔全ての書類をそろえた上で、出入国在留管理局に自分で申請すること〕

- ① 在留カード
- ② パスポート
- ③ 在留資格変更許可申請書（出入国在留管理局にあります）
- ④ 在留中の一切の経費支弁能力を証明する文書
- ⑤ 大学の卒業証書又は卒業証明書
- ⑥ 大学からの推薦状（キャリア支援課に依頼する）
- ⑦ 就職活動をおこなっていることを証明する文書（面接先の企業との連絡メールや手紙を保存しておく）

## 9. 再入国

### （1）みなし再入国許可（出国後1年以内に帰国する場合）

出国後1年以内に同じ在留資格で再入国する場合は、再入国カードの「みなし再入国」を希望する欄にチェックをいれて出国してください。ただし、現在の在留期間が出国後1年以内に終了する場合は、再入国期限はその当日までとなりますので、注意してください。帰国や旅行などで日本国外に出国する場合は、必ず学生総合支援部に報告してください。

### （2）再入国許可

出国期間が1年以上になる場合は、必ず出入国在留管理局で「再入国許可」を得てから出国してください。この許可を得ないで出国した場合は、現在もっている在留資格・期間が消滅します。再び入国する前にあらためて査証取得の手続きをしなければいけないので、注意してください。

## 10. 大学による在留資格管理

大学は留学生を受け入れる機関として、在籍する留学生の在留状況を出入国在留管理局と文部科学省に定期的に報告しなければなりません。具体的には、年2回（5月と11月）と受入の開始時（入学・編入学）と受入の終了時（卒業・退学・除籍・休学）です。14日以内に届け出る義務があります。

## 第3章 出入国在留管理局について

日本に在留するための必要な手続きを行なうところです。

○東京出入国在留管理局 所在地：108-0075 東京都品川区港南 5-5-30 総合案内 インフォメーションセンター ☎ 0570-013904(IP 電話/海外：03-5796-7112) 受付時間：月～金 9：00～12：00 13：00～16：00
○東京出入国在留管理局 横浜支局 所在地：236-0002 横浜市金沢区鳥浜町 10-7 総務課 ☎ (045) 769-1720 インフォメーションセンター ☎ (045) 769-0230 交通機関：JR 京浜東北・根岸線「新杉田駅」バス乗場から横浜市営バス・61 系統「入国管理局前」に乗り「入国管理局前」バス停で下車（バスの乗車時間約 15 分）
○東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所 所在地：231-0023 川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎 1 階 ☎ (044) 965-0012 交通機関：小田急線 新百合ヶ丘駅（南口から徒歩 3 分） 受付時間：月～金 9：00～12：00 13：00～16：00
○東京出入国在留管理局 留学審査部門 所在地：108-8255 東京都港区港南 5-5-30 ☎(03)-5796-7111

東京出入国在留管理局の情報については HP などでご確認ください。

(<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html>)



### 1. 出入国在留管理局の各種手続き

日本に入国した留学生は、その後の在留の状況に応じて様々な在留手続きを行わなければなりません。手続きをスムーズに行うには、成績や日ごろの生活態度が重要となります。諸手続きを行う上で、出入国在留管理局が特に注意しているのは、経費の支弁がどのように行われているかということと、授業の出席率および単位の修得状況です。経費の支弁については、必ず銀行等を利用して、普段から「自分の蓄えはいくらあるのか」「誰がいくら送金したか」を通帳で証明できるようにしてください。また、自分や知人などが、外国から現金を携行した場合は、一度銀行に入金して、その記録を通帳に残すようにしてください。授業の出席率および単位の修得状況についても、「授業の出席状況はよいか（出席率 90%以上）」・「単位は修得しているか」を証明できるようにしてください。

(2025 年より横浜商科大学は、留学生の管理を適切に行わっているとして「適正校：クラス I」に認定されており、経費支弁書等の提出が義務付けられていません。提出書類については学生支援課窓口でご確認ください。)

## 第4章 授業料減免・奨学金

### 1. 学費

学費の納入は 1 年分をまとめて支払うか、半期ごとで支払います。3 月と 9 月に、本学から納付書（振込み用紙）を送付しますので、決められた期間内に必ず納入して下さい。

学費支払期限までに学費全額の支払いができない場合は、経理課に相談し「学費延納願」を提出してください。「学費延納願」は本人の署名・捺印の上、納入期間までに提出してください。延納願が受理されたら、支払計画にしたがって延納許可日までに記載した額を必ず支払ってください。期限を過ぎても支払いのない場合は、除籍となる場合があります。

〈学費納付期日〉

春学期	4月20日
秋学期	10月20日

## 2. 授業料減免

在留資格「留学」の留学生は、半期ごとの成績により、授業料減免（30%減免）の対象となります。減免の対象となる学生の条件は次のとおりです。申請時期は5月と11月です。

1. 横浜商科大学私費外国人留学生の授業料減免の対象の条件について  
次の①～④に該当する留学生は授業料減免の対象になりません。
  - ①本学入学後、一度でも休学または留年したことがある者
  - ②当該年度に横浜商科大学特待生になった者および横浜商科大学が委託を受けて奨学金を支給する奨学生となった者（横浜商科大学同窓会奨学生など）
  - ③資格取得奨学生1級または資格取得奨学生2級
  - ④奨学金の支給額合計が年間50万円以上の者
2. 授業料減免の審査基準について（提出書類に基づき、総合的に経済的困窮度を審査）
  - ①在留資格「留学」を有する者であること
  - ②前の学期のGPAが2.5以上であること（成績通知書に記載されているGPAと、授業料減免で使うGPAの計算式は異なります）
  - ③仕送り（入学金、授業料等を除く）が月平均90,000円以下であることを目安とする
  - ④住居費は月額60,000円以下を目安とする
  - ⑤在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であることを目安とする
  - ⑥奨学金等の支給額の合計が年間50万円未満を目安とする
  - ⑦該当する学期の学費が全額納められていること

また、授業料減免（奨学金の学習奨励費等）などに係わる成績評価点数（GPA）の算出計算は次のとおりです。本学の成績表等に記載されている値とは違うので気をつけてください。

### ◆授業料減免に関わる成績評価係数（GPA3）

成績評価	A <sup>+</sup>	A	B	C	F	W
成績表のポイント（GPA4）	4	3	2	1	0	0
使用するポイント（GPA3）	3	3	2	1	0	0

### ◆計算方法

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数}) \times 3 + (\text{評価ポイント2の単位数}) \times 2 + (\text{評価ポイント1の単位数}) \times 1 + (\text{評価ポイント0の単位数}) \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

※成績表で GPA が 3.0 以上になるよう、心がけましょう。

### 3. 奨学金

奨学金制度には、在留資格「留学」の学生のみを対象にしたものと、留学生を含む全学生を対象としたものがあります。募集は、商大メールや商大 Web 情報システム、学内掲示板などでお知らせします。

#### (1) 留学生のみ対象

##### ①私費外国人留学生学習奨励費制度（1年間給付）

年度の始めに、文部科学省の外郭団体である日本学生支援機構より、本学を通じて奨学生の募集が行われます。採用人数は本学の留学生総数により毎年変わります。募集時期は4月です。追加募集が9月に行われることもあります。（追加募集は6か月給付）

##### ②民間企業や各種団体による奨学金制度（給付）

募集時期、内容はそれぞれ異なります。9月から12月に募集されることが多いです。

##### 【過去の奨学生】

ロータリー米山記念奨学金／平和中島財団奨学金／朝鮮奨学会／佐川留学生奨学会／高羅記念奨学会／昭和池田記念財団 など

#### (2) 全学生対象

##### ①横浜商科大学特待生、横浜商科大学同窓会奨学金

全学生を対象とした本学独自の奨学金(特待生、同窓会奨学生)は前年度の成績優秀者に支給されます。

〈特待生、同窓会奨学生〉

	採用人数	給付年額	備考
横浜商科大学 特待生	2～4年次 各学年・各学科から 1名ずつ 9名	授業料相当額	成績最優秀者
横浜商科大学 同窓会奨学金	2～4年次 3名	40万円 (春学期20万円、秋学期20万円)	成績優秀者

##### ②資格取得奨励奨学金

各種一定レベルの資格を取得すると、奨励奨学金が支給されます。資格の詳細は、入学時に配布された「学生便覧」で確認してください。

資格を取得した年度内に申請をしないと奨学金が支給されませんので、注意してください。（例：日本語能力検定試験N1合格奨学金 30,000円・ビジネス日本語能力検定奨学金 J1+600点以上 50,000円）

## 第5章 学生生活

### 1. 大学への諸届け

本人の現住所・電話番号、または本国の住所等に変更があった場合は、商大 WEB 情報システムで最新の情報に変更してください。（詳細は下記を参照してください）なお、帰国または他国に旅行する場合は、期間の長さにかかわらず、必ず学生支援課に届け出てください。

## (1) 住所が変わった場合

### 〔転出・転入届〕

- ・いままで住んでいた区役所で転出届の手続きをし「転出証明書」を受け取ります。
- ・新しい住所の区役所で「転入届」の手続きを行い、在留カードに新しい住所を記入してもらいます。
- ・新しい「住民票」を申請して下さい。（後日、大学の教務課に提出して下さい）

### 〔大学への届出〕

- ・大学に届けている住所を商大 Web 情報システム (<https://unipa.shodai.ac.jp>) から修正します。
  - ・「現住所」と「保証人住所」の両方のデータを新しい住所に変更して下さい。
  - ・区役所でもらった新しい「住民票」を、教務課に提出して下さい。
- ※このすべてが終了しないと、住所変更が完了しないため、大学からの郵便物が古い住所に届く場合があります。気をつけてください。

### 〔郵便物を新しい住所に転送してもらうには〕

- ・近くの郵便局で、郵便物の転送手続きを行えば、新しい住所に転送してくれます。転送期間は、届出日から1年間です。（ホームページで登録 <https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>）

## 2. 休学・退学等について

### (1) 休学

病気またはその他のやむを得ない事情で休学を希望する場合は、学生支援課に相談の上、手続きを行ってください。

- 「休学」は、その期間に大学に通学をしないことになるので、「留学」の在留資格の目的である教育を受けていないと判断され、原則、速やかに帰国しなければなりません。もし、日本に滞在することを許されても、休学中のアルバイトは禁止されていますので、注意してください。
- 休学をすると、その年度の修得単位が不足します。そのため、次回の在留期間更新申請で、なぜ休学をしたのかを説明する理由書を求められます。理由書の内容や在籍状況、成績状況が悪い場合は、在留資格が更新されない場合もあります。
- 休学した場合は、授業料減免の対象となりませんので、注意してください。
- 休学後に再度在留資格を申請する場合、大学では代理申請を行いませんので、自分で手続きを行ってください。

### (2) 退学・除籍等

- 退学・除籍になった場合は、「留学」の在留期間が残っていても、次の手続きをとり、速やかに帰国しなければなりません。
- 退学・除籍、所在不明となった学生については、大学から文部科学省及び入国管理局に報告することになっています。在留資格「留学」のまま滞在すると違法となります。日本での滞在を続けると、在留資格取消しの対象となるので注意してください。

### <大学への届出>

帰国日、航空券のコピーを窓口へ提出（郵送可）するか、帰国後、日本から出国したこと

がわかるパスポートのコピーをメールもしくは郵送で提出すること。

退学・除籍後、3ヶ月が経過しても提出がない場合は、所在不明者として文部科学省・入国管理局に報告します。

#### <入国管理局への届出>

退学・除籍になってから14日以内に入国管理局へ下記の書類を提出してください。届出は郵送でも可能です。

- ・活動期間に関する届出書 (<http://www.moj.go.jp/content/000099560.pdf>)
- ・在留カード（郵送の場合は、コピーを同封）

### 3. 各種証明書の発行

各種証明書は、事務局ホールに設置している証明書自動発行機で発行できます。英文による証明書、奨学金受給証明書、履修証明書などの特殊な証明書については、学生総合支援部で受付を行っています。（発行には数日かかる場合もあります）

#### ○学生運賃割引証（学割）

学生運賃割引証は、旅行や研修などで鉄道を利用する際に、片道の乗車距離が100kmを超える区間で利用できます。乗車券を購入の際に、学生証と学生運賃割引証を駅窓口に提示して下さい。学割による割引額は2割、有効期間は3ヶ月以内です。

### 4. 留学生委員会

横浜商科大学には、留学生が自主的に運営している留学生委員会があります。留学生委員会では課外活動として旅行を計画したり、大学祭での模擬店出店を行うなど、留学生同士や日本人学生との交流を深めることを目的に活動しています。留学生委員会長と連絡を取りたい方は学生支援課に相談してください。

### 5. 学内サークル（部活動）

学内のサークルには、文化部委員会と体育部委員会があり、それぞれつるみキャンパス、みどりキャンパス（主に体育部連合会関係）を拠点として活動を行っています。各団体のみの活動だけではなく、大学行事にも積極的に参加しています。

### 6. 各種イベント

学生にとって最大のイベントである『飯山祭』が、11月初旬につるみキャンパスで行われます。これは学生による大学祭運営委員会が主体となり、一つのテーマのもとに学内に集い、ゼミ研究活動、学修や部活動の成果を学内外に発表するものです。また、学外からゲストを招いたショーや、学生による音楽ライブ、出店などの各種イベントも飯山祭の楽しみのひとつです。留学生委員会も毎年模擬店を出店し大変、好評です。

このようなイベントを通じて、日本での学生生活の充実や貴重な体験を得ることができます。企画の立案やプレゼンテーション、予算申請や最後の決算報告など、実際の社会の一面を

学ぶことができる良い機会となるでしょう。また、学友会や体育部委員会、文化部委員会、留学生委員会が開催するイベントもありますので、それにも積極的に参加するとよいでしょう。

## 7. 保健室

大学には保健室があり、学内での急病、外傷などの救急処置の他、健康相談、生活相談などを行っていますので、気軽に来室して下さい。また、急患の場合は時間外でも受け付けます。

### 【受付時間】

月～金	9：00～11：30	12：30～16：15
土	9：00～11：30	12：00～12：45

## 8. 学生相談室

カウンセラーが常駐しています。慣れない日本での生活、勉学、進路などさまざまな悩みや疑問について相談を受け付けています。相談内容が外部にもれることはありません。

### 【問い合わせ】

電話：045-583-9239（直通）

E-mail：sodan@shodai.ac.jp

## 9. 育友会

本学には、大学と家庭との連絡を密にして、学生の教育環境を支えることを目的とした『育友会』という父母会組織があります。学費負担者として登録された者を会員として、相互扶助の精神により、次のような共済事業を行っています。

学内だけでなく学外で怪我をした場合、事務局に「傷害事故報告書」（事務局備え付け）を提出してください。その際、治療費が発生した場合は治療金額により見舞金を請求できるため、領収書を保管しておいてください。（留学生の父母（学費負担者）も育友会の会員です）

### 【見舞金について】

- ① 在学生全員を保険に加入させることにより、正課授業中や課外活動中、また学内外を問わず、学生の生活を24時間保証しています。
  - ・ 正課中およびそれに準ずる研究活動中に発生したケガおよび死亡、後遺症
  - ・ 学生の日常生活（課外活動等も含む）での事故による傷害死亡、所定の廃疾
  - ・ 病気による死亡、廃疾
- ② 学費支弁者たる会員が不幸にして死亡したときは、その遺志をつぎ、無事、子弟が所定の課程を卒業できるよう、卒業までの授業料の補助を行ないます。
- ④ 会員が不慮の災害に遭遇したときは見舞金を支給します。
- ⑤ 学生の正課中および課外活動中、生活中的傷害事故に対して見舞金を支給します。

## 第6章 その他

### 1. 住居

留学生にとって、日本に入国して、まず直面するのが住居の問題です。本学には学生寮はありません。住まいを決めるにあたって次のようなことに注意してください。

#### (1) 賃貸アパートなどに入居する場合

日本で、アパートなどを借りる場合、不動産屋を仲介することがほとんどです。入居が決まると、仲介手数料、敷金、礼金として1・2ヶ月分の家賃に相当する手数料が発生することが一般的です。敷金は、部屋を解約する場合に、補修代金や清掃代金を除いて返金されます。礼金については、通常返金されません。アパートの契約など少しでも不明な点があったら学生総合支援部窓口まで問い合わせて下さい。

#### (2) 留学生会館に入居を希望する場合

神奈川県、横浜市にはそれぞれ留学生を受け入れる施設として留学生会館があります。毎年、会館から募集があり、希望者は応募することができます。各会館は、募集人数の制限があるため、応募者全員が入居できるとは限りません。会館から募集があった場合、掲示板にてお知らせします。

学生会館は、家賃が月額20,000～30,000円程（光熱費込み）と低額ですが、入館者は地域との交流を促進するためのプログラムに参加することが求められます。どのような住居に住む場合でも、ゴミ出しなど地域のルールを守るように心がけましょう。

### 2. 留学生住宅総合補償制度

留学生が民間アパートなどを借りる際、ほとんどの場合、保証人が必要となります。そこで、留学生が円滑にアパートを借りることができるように支援する制度が「留学生住宅総合補償制度」です。

留学生本人が本学を通じて、国際教育支援協会留学生住宅総合補償に加入することにより、大学が連帯保証人となる制度です。補償範囲は、家屋の損傷、日常生活での事故、旅行中（海外適用）の事故など、多くが対象です。保険に加入することは、安心して生活するためにも必要です。賃貸物件に保険料が付随していても、この補償制度を利用する場合は学生総合支援部に相談してください。

### 3. 災害、緊急時の対応

#### (1) 重い病気やおおきなケガをしたら

大学の保健室はみなさんの健康面について相談に乗ってくれますが、重い病気やおおきなケガをした時は、病院に行ってください。普段から、外国語で対応している病院を探しておくといいでしょう。



## (2) 盗難・暴行にあったら

学外で自分の持ち物を盗まれたり、他人にケガをさせられた場合は、すぐに警察に連絡をするか、近くの交番に行き相談してください。パスポートを紛失した場合は、大使館に再発行をしてもらうこととなりますが、その場合は、警察署が発行する「盗難・紛失届出証明書」が必要になります。在留カードを紛失した場合は、入国管理局で再発行をしてもらうこととなります。その場合も警察署が発行する「盗難・紛失届出証明書」が必要になります。

## (3) 交通事故にあったら

通学に限らず交通事故にあわないように気をつけてください。ケガをした場合は高い治療費がかかることもあるので、保険に入るなどしておくといいです。また、警察に事故を報告し、警察官に事故対応をしてもらうようにしてください。

## (4) 地震にあったら

### 〔地震への準備〕

- ・家具の転倒防止具等で固定する
- ・ペットボトルの水、保存食（缶詰など火や水を使用せずそのまま食べることができるもの）などを3日分ほど用意する
- ・非常持ち出し袋（下着、洗面具、現金、軍手、懐中電灯、ラジオなど）を用意しておく
- ・自分の住んでいる地域の広域避難場所の確認をしておく
- ・学校（アルバイト先）から自宅までの帰宅ルート（徒歩）の確認をしておく
- ・地域の防災・避難訓練に参加する

### 〔地震の揺れを感じたら〕

#### 屋内にいる場合

- ・まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるまで机の下などに隠れる。（トイレやお風呂場など狭い場所は、空間に柱が何本も通っているので安全度が高い）
- ・ガスの元栓など火の元を止め、窓や戸を開けて出口を確保する。
- ・あわてて外に飛び出さない。エレベーターも使用しない。

#### 屋外にいる場合

- ・建物や塀のそばから離れる。
- ・講演などの広く安全な場所に避難する

#### 大学にいる場合

- ・学内放送や教職員の指示に従う。
- ・大きな揺れが収まったら中庭に集まる。

#### 海岸付近にいる場合

- ・津波が来るかどうかは情報を確認する。
- ・津波警報が出たかの確認が取れない場合は、海岸から離れた土地の高い場所へと避難する。
- ・できるだけ鉄筋コンクリートなど頑丈な高いビルの上層階（3階以上を目安）へ階段を使用して避難する。

〔安全が確保できたら〕

- ・自分の身の安全を大学関係者、友人、親元に知らせる。
- ・日本国内で通信ができなくとも、国外で通じることもある。
- ・携帯電話ではなく、無料通話アプリなどが繋がりがやすかったとの情報もある。
- ・どこかで孤立した場合も、国外を経由して情報が日本に流れる場合もあるため、とにかく誰かに居場所を知らせる工夫をする。
- ・自宅に戻れない、自宅で生活できない場合は、通常指定された小・中学校に避難する。
- ・留学生の場合は大学が対応するため、大学に相談すること。ただし、大学の被害も甚大で教職員がいない場合もあるため、地域の避難所に避難することができればそちらを優先する。

(5) 日頃から災害に備える

近年、日本では、地震、台風、大雨などの災害が増えています。また、コロナウイルスの蔓延など、いつどこで何が起きるかわかりません。

食料品を備蓄しておく、ハザードマップで身の回りの災害リスクを調べる、避難場所を確認する、家族や友人との連絡方法を確認するなどして、日ごろから災害に備えておきましょう。

◆ハザードマップポータルサイト <a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a>
◆横浜商科大学災害時の対応マニュアル（商大ホームページ→在学生の方へ→災害時対応マニュアルに掲載）を参照してください。

◎食料品、水、生活必需品などの備蓄
◎大学から自宅までの徒歩による経路と所要時間の確認
◎大学への連絡方法の確認
◎スマートフォンが繋がらないときの家族や友達との連絡方法や待ち合わせ場所
◎緊急時メモの作成、記入
◎災害伝言ダイヤル（171）の使い方
◎転倒防止対策や緊急時アイテムの確認
◎自宅近くの「地域防災拠点」や「広域避難場所」を確認する
◎つるみキャンパス内の避難場所：つるみキャンパス中庭
◎つるみキャンパス付近の広域避難場所：神之木公園（錦台中学校一帯）
◎つるみキャンパス付近の地域防災拠点：生麦中学校 寺尾小学校 岸谷小学校

【緊急時の連絡先】

- ◆ 事件事故にあったとき（警察） 110番（局番なし）
- ◆ 火事になった（消防署） 119番（局番なし）
- ◆ 大変なケガをした（救急車） 119番（局番なし）

※24時間体制で通報に対応してくれます。

迅速に対応してもらうためには、落ち着いて電話をかけ、こちらの情報を正確に伝えるようにしましょう。

〔外国語で情報を得る〕

神奈川県 HP（多言語情報一覧）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4248/p11909.html>

かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと

<http://www.kifjp.org/kcns/>

〔災害に備える〕

横浜市防災センター（災害を模擬体験して適切な行動を学習します）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/bousai/>